

○環境省令第三十一号

建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和三十年法律第百号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令を次のとおり定める。

令和二年十二月二十八日

押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令

（国立公園集団施設地区等管理規則の一部改正）

第一条 国立公園集団施設地区等管理規則（昭和二十八年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一から別記様式第四までの様式中「印」を削る。

（国民公園、千鳥ヶ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則の一部改正）

第二条 国民公園、千鳥ヶ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則（昭和三十四年厚生省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「別記様式第一」を「別記様式」に改める。

第八条及び第九条を削る。

別記様式第一中「印」を削り、同様式を別記様式とする。

別記様式第二を削る。

（建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則（昭和三十七年建設省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「印」

「印」を「印」に改め、備考4を削る。

別記様式第三中「印」

「印」を「印」に改め、備考4を削る。

別記様式第四中「印」

「印」を「印」に改め、備考5を削る。

環境大臣 小泉進次郎

(水質汚濁防止法施行規則の一部改正)

第四案 水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年<sup>厚生省、農林省、運輸省、建設省</sup>通商産業省令第一号)の一部を次のように改正する。

様式第一中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」印を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、備考9を削る。

様式第二の二中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」印を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、「4 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。」を削る。

様式第五中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」印を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、備考3を削る。

様式第六及び様式第七中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」印を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、備考4を削る。

様式第十中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」印を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、備考4を削る。

様式第十の二中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」印を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、備考5を削る。

(騒音規制法施行規則の一部改正)

第五案 騒音規制法施行規則(昭和四十六年<sup>厚生省、農林省、運輸省、建設省</sup>通商産業省令第一号)の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第三までの様式中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」印を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、備考5を削る。

様式第四中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」印を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、備考4を削る。

様式第六から様式第八までの様式中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」印を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、備考3を削る。

様式第九中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」印を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、備考7を削る。

様式第十中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」印を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、備考5を削る。

(大気汚染防止法施行規則の一部改正)

第六案 大気汚染防止法施行規則(昭和四十六年<sup>厚生省、農林省、運輸省、建設省</sup>通商産業省令第一号)の一部を次のように改正する。

様式第一中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」印を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、備考5を削る。

様式第二の二中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」印を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、「5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。」を削り、「6 排出ガスを処理施設において処理していない場合には、別紙2の届出は必要ない。」を「5 排出ガスを処理施設において処理していない場合には、別紙2の届出は必要ない。」に改める。

様式第三中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」印を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、「5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。」を削る。

様式第三の四中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」印を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、「6 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。」を削る。

様式第三の五中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」印を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、備考5を削る。

様式第三の六中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」印を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、備考5を削り、備考6を備考5にする。

様式第四から様式第六までの様式中 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考3を削り、備考4を備考3とする。

様式第六の二中 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考5を削る。

第七条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正  
 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正)

様式第二号の十五中「**第④**」を「**第⑤**」に改める。  
 様式第五号の二から様式第五号の五まで、様式第五号の七及び様式第六号の二の様式中「**④**」を削る。

第八条 悪臭防止法施行規則(昭和四十七年総理府令第三十九号)の一部を次のように改正する。  
 様式第二号から様式第五号まで並びに様式第七号及び様式第九号中「氏名」を「氏名」に改め、備考3を削る。

様式第十一号中「**①**」を削る。  
 様式第十二号中「氏名及び住所」を「氏名及び住所」に改め、備考5を削る。

第九条 瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部改正  
 (瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部改正)

様式第一及び様式第二中 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考7を削る。

様式第五、様式第七及び様式第八中 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考3を削る。

様式第九中 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考5を削る。

第十条 自然環境保全法施行規則(昭和四十八年総理府令第六十二号)の一部を次のように改正する。  
 第十四条中「し、これに署名押印」を削る。

第十一条 公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部改正  
 (公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部改正)

第十四条 公害健康被害の補償等に関する法律施行規程(昭和四十九年総理府令第四号)の一部を次のように改正する。  
 様式第一号中「**④**」を削る。

様式第二号の備考1中「し、**④**」を削る。  
 (公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部改正)

第十三条 公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令(昭和四十九年総理府令第六十四号)の一部を次のように改正する。  
 様式第一号、様式第三号及び様式第五号中「**④**」を削る。

第十四条 振動規制法施行規則の一部改正  
 (振動規制法施行規則の一部改正)

様式第一から様式第三までの様式中 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考5を削る。

様式第四中 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考4を削る。

様式第六から様式第八までの様式中 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考3を削る。

様式第九中 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考3を削る。

様式第十中 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考3を削る。

(環境省関係浄化槽法施行規則の一部改正)

第十五条 環境省関係浄化槽法施行規則(昭和五十九年厚生省令第十七号)の一部を次のように改正する。  
様式第一号から様式第一号の三までの様式中「氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)」を削り、備考1を削り、備考2を備考とする。

様式第二号及び様式第四号中「㊦」及び備考1を削り、備考2を備考1とす。  
様式第六号中「㊦」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。  
様式第七号中「㊦」を削る。

(湖沼水質保全特別措置法施行規則の一部改正)

第十六条 湖沼水質保全特別措置法施行規則(昭和六十年総理府令第七号)の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考4を削る。

様式第三中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考5を削る。

様式第四から様式第六までの様式中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考3を削る。

様式第六の二中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考5を削る。

(スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律施行規則の一部改正)

第十七条 スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律施行規則(平成三年総理府令第六号)の一部を次のように改正する。  
別記様式中「㊦」を削る。

第十八条 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則の一部改正  
(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則(平成四年総理府令第五十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第七までの様式中「氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)」を「氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)」に改め、備考(1)を削り、備考(2)を備考とする。

様式第八中「氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)」を「氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)」に改め、備考(1)を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)を備考(2)とする。

(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部改正)

第十九条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則(平成五年総理府令第九号)の一部を次のように改正する。  
第二十一条第十項中「」を「これに署名押印」を削る。

第二十条 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則(平成六年総理府令第二十五号)の一部を次のように改正する。

様式第二から様式第五までの様式中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考4を削る。

様式第六中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考5を削る。

様式第八から様式第十までの様式中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考3を削る。

様式第十の二中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考5を削る。

様式第十の二中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考5を削る。

(ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部改正)

第二十一条 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成十一年総理府令第六十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考5を削る。

様式第三から様式第五までの様式中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考3を削る。

様式第六中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考5を削る。

様式第七中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考5を削る。

（環境省聴聞手続規則の一部改正）  
 第十二条 環境省聴聞手続規則（平成十二年総理府令第百一号）の一部を次のように改正する。  
 第十一項及び第三項中「押印」を削る。

第二十三条 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成十四年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。  
 様式第一中 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考3を削り、備考4とする。

様式第二中 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考4とする。

様式第四中 「氏名」を「氏名」に改め、備考3を削り、備考1を備考とする。

様式第五中 「氏名」を「氏名」に改め、備考3を削る。

様式第五の三中 「氏名」を「氏名」に改め、備考3を削り、備考1を備考とする。

様式第六及び様式第七中 「氏名」を「氏名」に改め、備考3を削る。

様式第八及び様式第九中 「氏名」を「氏名」に改め、備考3を削り、備考1を備考とする。

様式第十中 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考2を削り、備考1を備考とする。

様式第十一中 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考3を削る。

（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正）  
 第二十四条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。  
 第七十九条第十一項中「し、これに署名押印」を削る。

（土壤汚染対策法施行規則の一部改正）  
 第二十五条 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第八までの様式中 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に改め、備考2を削り、備考1を備考とする。

様式第九中 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に改め、備考3を備考とする。

様式第十から様式第二十五までの様式中 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に改め、備考2を削り、備考1を備考とする。

（環境省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則の一部改正）  
 第二十六条 環境省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則（平成二十年環境省令第十五号）の一部を次のように改正する。  
 様式第一中 「氏名」を削る。  
 様式第二中 「氏名」を削る。  
 様式第三中 「氏名」を削る。  
 様式第四中 「氏名」を削る。  
 様式第五中 「氏名」を削る。  
 様式第六中 「氏名」を削る。  
 様式第七中 「氏名」を削る。  
 様式第八中 「氏名」を削る。

（汚染土壌処理業に関する省令の一部改正）  
 第二十七条 汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）の一部を次のように改正する。  
 様式第一及び様式第二中 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に改め、備考2を削り、備考1を備考とする。  
 様式第三中 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に改め、備考2を削り、備考3を備考とする。

様式第四から様式第六までの様式中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に改め、備考2を削り、備考1を備考とする。

様式第七中「氏名及び住所並びに代表者の氏名 印」を「氏名及び住所並びに代表者の氏名」に改め、備考2を削り、備考1を備考とする。

様式第八中「氏名及び住所 印」を「氏名及び住所」に改め、備考2を削り、備考3を備考とする。

様式第十中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に改め、備考2を削り、備考1を備考とする。

(大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令の一部改正)

第二十八條 大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（令和二年環境省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一條のうち、大気汚染防止法施行規則様式第一の改正規定中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に改め、「5 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)」を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。」を記す。

第一條のうち、大気汚染防止法施行規則様式第二の二の改正規定中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に改め、「5 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)」を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。」を記す。「6 排出ガスを処理施設において処理していない場合には、別紙2の届出は必要ない。」を「5 排出ガスを処理施設において処理していない場合には、別紙2の届出は必要ない。」と改める。

第一條のうち、大気汚染防止法施行規則様式第三の改正規定中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に改め、「5 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)」を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。」を記す。

第一條のうち、大気汚染防止法施行規則様式第三の四の改正規定中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に改め、備考5を削る。

第一條のうち、大気汚染防止法施行規則様式第三の五の改正規定中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に改め、「5 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)」を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。」を記す。「6 施行規則様式第2」を「5 施行規則様式第2」に改める。

第一條のうち、大気汚染防止法施行規則様式第四から様式第六までの改正規定中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に改め、備考3を削り、備考4を備考3とする。

第二條のうち、大気汚染防止法施行規則様式第三の三の次に様式を加える改正規定中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に改め、備考8を削る。

第二條のうち、大気汚染防止法施行規則様式第三の四の改正規定中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に改め、備考5を削る。

第二條のうち、大気汚染防止法施行規則様式第三の五の改正規定中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に改め、備考5を削り、備考6を備考5とする。

第三條のうち、大気汚染防止法施行規則様式第三の四の改正規定中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に改め、備考8を削る。

附 則 (施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)に用いられる書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り替えて使用することができる。